

4 西危第327号

令和5年3月6日

西尾市監査委員 様

西尾市長 中 村 健



勧告に対する必要な措置及び再発防止策に係る検討結果について（通知）

令和4年10月31日付け4西監第31-3・43-6号で勧告を受けました、財産の取得に係る議決もれについて、下記のとおり必要な措置及び再発防止策に係る検討結果を通知します。

記

## 1 措置状況

令和4年西尾市議会12月定例会に追認の議案を提出し、12月21日に議決をいただきました。

## 2 再発防止策

今回の事案については、職員の間で「財産とは備品を指すものであり、消耗品は対象外である」との誤った認識が原因であるため、職員に対し議決が必要となる契約については備品だけでなく消耗品も対象となることを周知いたしました。

また、議決が必要となる金額の消耗品を購入する可能性が高い事業につきましては、担当者が変わっても認識が共有できるよう、フォルダ内に注意事項をまとめ引継ぎが行えるようにいたしました。



4 西保育第 238 号  
令和 5 年 1 月 24 日

西尾市監査委員 様

西尾市長 中 村 健



勧告に対する必要な措置及び再発防止策に係る検討結果について（通知）

令和 4 年 10 月 31 日付け 4 西監第 31-3、43-6 号で勧告を受けました、財産の取得に係る議決もれについて、下記のとおり必要な措置及び再発防止策に係る検討結果を通知します。

記

1 措置状況

令和 4 年西尾市議会 12 月定例会に追認の議案を提出し、12 月 21 日に議決をいただきました。

2 再発防止策

今回のミスは、「隨時監査の結果」の中でも指摘されているとおり、西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分」について、職員の間で「財産=備品」であり、消耗品は対象外であるとの認識があったため、決裁の中で議会の議決を必要とする案件であることに誰も気付かなかつたことが最大の原因であると考え、職員に対して議決が必要となる契約について、勧告書及び隨時監査の結果に基づき周知を行いました。



4 西教庶第 176 号

令和 5 年 2 月 17 日

西尾市監査委員 様

西尾市教育長 稲 垣



勧告に対する必要な措置及び再発防止策に係る検討結果について（通知）

令和 4 年 10 月 31 日付け 4 西監第 31-3・43-6 号で勧告を受けました、財産の取得に係る議決もれについて、下記のとおり必要な措置及び再発防止策に係る検討結果を通知します。

### 記

#### 1 措置状況

令和 4 年西尾市議会 12 月定例会に追認の議案を提出し、12 月 21 日に議決をいただきました。

#### 2 再発防止策

今回の事案については、「随時監査の実施結果」の中でも指摘されているとおり、2,000 万円以上の動産の買入に際し、消耗品は財産に含まれないと誤った解釈をしており、財産の取得として議決が必要になるという認識が関係職員全体で不足していたことが原因であるため、職員に対し「動産とは不動産以外の物すべてをいい、消耗品を含む」ことを周知いたしました。

また、今回の事案を受け、再発防止策としてチェック体制の強化を図るために、財政課契約検査担当から各課かいに対し、事務処理方法等の変更が示され、予定価格 2 千万以上の物品等の事業施行伺いの際には、所属長（課長級職員）が確認印を押印した物品等契約関係審査依頼書兼送達簿を添付し、財政課主幹の合議を受けることとなりました。そのため、この取り決めに従い事務処理を適正に行うよう職員に指導いたしました。

